



2026年4月1日

各位

会社名 ジェイドグループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 裕輔
(コード番号: 3558 東証グロース)
問合わせ先 取締役兼管理本部ディレクター 高志 成俊
(TEL. 03-5465-8022)

従業員向けインセンティブプランとしての自己株処分に関するお知らせ

当社は、2026年4月1日開催の取締役会において、株式インセンティブとしての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の要領

| | |
|-------------------|--|
| (1) 処分期日 | 2026年4月20日 |
| (2) 処分する株式の種類および数 | 普通株式 300,000株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき1,473円 |
| (4) 処分総額 | 441,900,000円 |
| (5) 処分子定先 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口) |
| (6) その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。 |

2. 処分の目的および理由

当社は、当社および当社の一部子会社（以下、「対象会社」といいます。）の従業員（以下、「対象従業員」といいます。）に対して当社企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるとともに、対象会社において優秀な人材の確保および長期定着（リテンション）を図ることを目的として、本日開催の取締役会で株式付与E S O P信託（以下、「E S O P信託」といいます。）の導入を決議しております。

E S O P信託の概要については、本日付で公表いたしました『株式付与E S O P信託』の導入に関するお知らせをご参照ください。

本自己株式処分は、E S O P信託の導入に当たって、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与E S O P信託契約（以下、「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に対象従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数11,487,360株に対し2.61%（小数点第3位を四捨五入、2026年2月28日現在の総議決権個数103,533個に対する割合2.90%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い対象従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

本信託契約の概要

| | |
|-------|--|
| 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| 信託の目的 | 対象従業員に対するインセンティブの付与 |
| 委託者 | 当社 |
| 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| 受益者 | 対象従業員のうち受益者要件を充足する者 |
| 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 |
| 信託契約日 | 2026年4月15日（予定） |
| 信託の期間 | 2026年4月15日～2033年4月末日（予定） |
| 制度開始日 | 2026年4月15日（予定） |
| 議決権行使 | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（2026年3月31日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である1,473円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

以上